

『ねんきんネット』 始めてみませんか!?

「ねんきんネット」とは、パソコンやスマートフォンでご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。



ねんきんネットでできること

記録の確認

ご自身の国民年金の記録や、お勤めになった会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できる!

通知書の確認

電子版「ねんきん定期便」や年金支払いに関する通知書などを確認できる!

通知書の再交付申請

国民年金保険料控除証明書や公的年金の源泉徴収票などの再交付申請ができる!

年金見込額の試算

働きながら受給した場合や受給を早めたり遅らせたりした場合など様々な条件で試算ができる!

ねんきんネットの始めかたは簡単!!

- ①**準備** 基礎年金番号とアクセスキーをご用意ください。
(ねんきん定期便に記載しています。*アクセスキーがなくても大丈夫です)
- ②**登録** ねんきんネットホームページ (https://www.nenkin.go.jp/n_net/) の「新規登録」にアクセスし必要事項を入力する。
- ③**利用開始** 登録するとユーザーIDが発行されますので、ねんきんネットにログインして利用を始めましょう!

「ねんきんネット」の初回利用登録はスマホ&マイナンバーカードがあると便利!!

- ①マイナポータルにログイン
- ②マイナポータルサイトトップ画面「注目情報」欄にある「年金記録・見込額を見る(ねんきんネット)」を選択
- ③「メールアドレスの登録/変更」から登録メールアドレスを入力
- ④「日本年金機構からのお知らせメールの配信希望」を選択
- ⑤ねんきんネット初回利用登録が完了!

—登録方法や操作にお困りの場合は—

【専用お問い合わせ先】 ☎0570-058-555 (ナビダイヤル) ※050で始まる電話の方は ☎03-6700-1144

【受付時間】 ●月曜日～金曜日 8:30～17:15 (月曜日のみ19:00まで)

●第2土曜日 9:30～16:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

☆ホームページでも確認できます。(ねんきんネットで検索)

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます!

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人)が出産された際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

◎制度の内容

- 産前産後期間の免除制度は、「**保険料免除された期間**」も**保険料を納付したものとして**老齢基礎年金の受給額に反映されるとてもお得な制度です!
- ※ちなみに…、通常の保険料免除は全額免除の場合、将来の給付額は全額納付時と比べ2分の1となってしまいます。
- 産前産後期間は付加保険料が納付できます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。

◎保険料納付が免除される期間

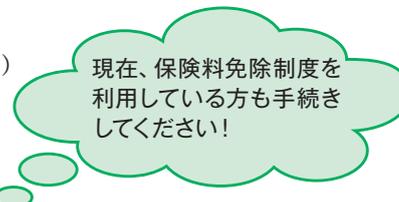
出産予定日または、出産日が属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は、最大6ヶ月)

◎届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができますので、お早めの届出をお勧めします。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出は、役場町民課窓口へ。郵送でも手続きできます。

《手続きに必要なもの》

- ①国民年金被保険者関係届(申出書)
役場町民課にごさいますのでお声かけください。国民年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードできます。
- ②母子健康手帳など 出産予定日がわかるページのコピーを取ります。(出産後は、町で確認できる場合不要)



～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)

函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)